

議第 5 号議案

最低賃金改定に関する意見書の提出

最低賃金改定に関し、国の関係行政機関へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 2 0 年 6 月 1 9 日提出

経済観光・港湾委員会

委員長 川 辺 芳 男

最低賃金改定に関する意見書

我が国の経済は、サブプライムローン問題を背景とするアメリカの景気後退懸念や、原油・原材料価格の高騰などの影響を受け、景気回復はこのところ足踏み状態にあるものの、先行きについては、景気は緩やかに回復していくと期待される。しかしながら、企業収益の家計への配分は少なく、労働者世帯の家計は伸び悩んでおり、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営んでいくためにも、賃金のセーフティーネットの充実がこれまで以上に望まれている。最低賃金制度は、こうしたセーフティーネットの一つであり、地域別最低賃金の改善は、労働者を支援する労働行政の重要施策である。

については、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を目的とした最低賃金法の趣旨にのっとり、平成20年度の神奈川県最低賃金の改定に当たっては、次の点に特段の配慮をするとともに、制度の一層の充実を図るよう要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の改定諮問を早急に行い、同一価値労働同一賃金の観点に立ち、社会情勢を勘案しつつ、一般労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

また、産業別最低賃金の改定については、基幹産業労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内の最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

- 3 総枠としての最低賃金論議においては、格差の現実、労働力人口も踏まえて適切な対応を早期に示すこと。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月19日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川県労働局長

あて

横浜市議会議長

吉原 訓